

2024年6月28日(No. 523)

## Contents

### I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

### II. Lawyer's Eye

事業者独占禁止コンプライアンス・ガイドラインの改正

日本弁護士 矢上 浄子

### III. 中国法令アップデート

・国有企業管理職処分条例

・受益所有者情報管理弁法

・ネットワーク不正競争防止暫定規定

・中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区インテリジェントコネクテッドビークル分野データ越境シナリオ化一般データリスト(試行)

・中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区バイオ医薬分野データ越境シナリオ化一般データリスト(試行)

・中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区公募ファンド分野データ越境シナリオ化一般データリスト(試行)

・中国(天津)自由貿易試験区データ越境移転管理リスト(ネガティブリスト)(2024版)

・国家秘密保護法実施条例(改正草案送審稿)

・税関による輸出入化粧品検査監督管理弁法(意見募集稿)

## I. Topics

### 最近のセミナーや論文等の情報

#### ◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

第 33 回(中国メインランド)

日時:2024 年 7 月 18 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 29 回(中国メインランド)

日時:2024 年 2 月 22 日(木)

「中国独占禁止法～2022 年改正後の運用動向～」

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

第 30 回(中国メインランド)

日時:2024 年 4 月 18 日(木)

「似て非なる中国法 ～中国法務総点検～」

講師:パートナー弁護士 森脇 章

第 32 回(中国メインランド)

日時:2024 年 6 月 20 日(木)

「中国会社法改正にかかる実務的影響と対応～改正会社法施行前に押さえておくべきポイント」

講師:スペシャル・カウンセラー 弁護士 尾関 麻帆

上海オフィス顧問 銭 一帆

#### ◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国の独占禁止法」](#)

3 月 19 日配信

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

[「台湾向け越境 EC の法務チェックポイント」](#)

1月 23 日配信

講師:台湾弁護士 吳 曉青

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応【グレーターチャイナ法務解説】」](#)

12 月 12 日配信

講師:中国弁護士 胡 絢静

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

## II. Lawyer's Eye

### 事業者独占禁止コンプライアンス・ガイドラインの改正

日本弁護士 矢上 浄子

#### 1. 実践的なガイドラインへの改正

企業における独占禁止法のコンプライアンス管理について定めた事業者独占禁止コンプライアンス・ガイドライン(经营者反垄断合规指南)(以下「本ガイドライン」という)が、2024年4月26日に大幅に改定された。

改正作業を担った国务院独占禁止・不正競争防止委員会弁公室の解説によれば、本ガイドラインの改定過程においては、独占禁止法の執行過程で判明した企業のコンプライアンス・リスクに焦点を当て、複数のテーマごとに企業のコンプライアンス管理についての実態調査を行ったほか、各種企業、大学・研究機関、法律事務所とシンポジウムやセミナーを開催して検討を深め、さらに政府の各部門、業界団体、各種企業、消費者等からも幅広く意見聴取を行ったと紹介されている。また、EU、米国、日本、韓国等の独占禁止法コンプライアンス・ガイドラインに対しても詳細な検討を行い、改正の参考にしたという。

この改定により、2020年9月公表の当初のガイドライン(以下「旧ガイドライン」という)にはなかった「コンプライアンス・インセンティブ」という章が追加されたほか、2022年の独占禁止法改正への対応がなされ、さらに22もの実践的な参考事例が随所に盛り込まれた。旧ガイドラインは、企業がどのように独占禁止コンプライアンス管理を行うべきかにつきハイレベルな指針を示したものに過ぎなかったが、本ガイドラインでは、各企業がその事業分野や市場の競争状況、企業自身の発展段階や能力、実際の事業活動の場面等に応じ、有効かつ健全なコンプライアンス管理制度を構築することができるよう、具体的かつ実践的な指針が数多く加えられている。

本ガイドラインは、旧ガイドラインと同様、あくまで企業の参考となる指針を示したものに過ぎず法的な強制力はないが(39条)、中国当局の執行における運用方針を示唆するものであり、その参照価値は高い。また、本ガイドラインの適用範囲は、中国国内企業のみならず、中国国内の市場競争に影響を与える事業活動に従事する中国国外の企業にも及ぶことから(2条)、中国向けにビジネスを展開する日本企業にとっても一定の視座を提供するものといえる。

#### 2. コンプライアンス管理におけるベストプラクティス

上述のとおり、本ガイドラインには22の参考事例が盛り込まれている。そのうち、中国当局の考えるベストプラクティスが示されている事例として、以下が挙げられる。

対応条文	参考事例の要旨
リスクアセスメントとリスク評価(13条)	(参考事例3)自動車メーカーA社は、正規ディーラーを通じて自動車を販売しているところ、リスクアセスメントを通じ、営業部門が各ディーラーとの関係において垂直的独占協定である再販売価格の制限行為を行うリスクがあることが判明した。そこで、A社はディーラーとの関係に関するリスク評価体制を構築することとし、事前のリスク評価、途中のリスク・モニタリング、事後のコンプライアンス評価制度を導入した。

<p>リスクアラートへの対応(14条)</p>	<p>(参考事例 4)砂利採取業者である A 社は、競争が激化し価格が下落する中、業界団体が頻繁に会合を開き、採取業者らに過当競争の回避を示唆していることを知り、調査を経て水平的独占協定のリスクが高いと評価した。そのうえで、A 社は評価結果を競合他社と接触する機会の多い経営幹部・営業部長に展開し、競合他社との会合で販売価格・条件等のセンシティブ情報を交換しないよう注意喚起を行った。</p>
<p>海外事業におけるリスク(21条)</p>	<p>(参考事例 14)大手物流グループである A 社は、各国の独占禁止法コンプライアンスが海外事業の持続的かつ健全な発展のために重要であることを認識し、海外の独占禁止法の情報を集約してコンプライアンス・マニュアルに加え、海外事業に携わる従業員に対し定期的にコンプライアンス研修を実施している。これにより、コンプライアンス・リスクを効果的に防止している。</p>
<p>コンプライアンス審査(23条)</p>	<p>(参考事例 15)対外投資が多い A 社は、M&amp;A 取引の独占禁止法上の届出に関し、評価プロセス、判断基準及び禁止事項を明記したガイドラインを策定している。投資部門は、各取引の届出義務を評価し、評価が困難な場合はコンプライアンス管理部門の審査を受けることで、各取引における独占禁止法のコンプライアンスを確保している。</p>
<p>コンプライアンス・インセンティブと罰則(28条)</p>	<p>(参考事例 20)A 社では独占禁止法コンプライアンス評価機構を社内に設立し、コンプライアンス管理を各部門長の年次総合評価の項目に加えている。定期的に従業員のコンプライアンスの履行状況の評価し、その結果を昇進においても考慮している。顕著な功績のある従業員は表彰・報奨の対象とし、コンプライアンス違反のあった従業員に対してはその責任を追及する。</p>

### 3. コンプライアンス管理に対するインセンティブ・メカニズム

本ガイドラインで追加されたコンプライアンス・インセンティブの章(第 5 章)では、企業が積極的にコンプライアンス管理体制を構築・実施することを後押しするためのインセンティブ・メカニズムについて説明している。具体的には、中国当局は、以下の各場面において、企業が適切なコンプライアンス管理体制を構築・実施しているかを考慮することができるとされた(32条)。

- ・ 当局の調査開始前に違反行為が終了している場合、処罰を課さない(33条)
- ・ 違反行為の是正措置の提案があった場合、調査中止制度を適用する(34条)
- ・ リーニエンシー申請事案において、制裁金の減免措置を適用する(35条)
- ・ (違反行為の結果を軽減・排除するうえでコンプライアンス管理体制が重要な役割を果たした場合) 当局の裁量で制裁金を軽減する(36条)

上記のメカニズムは、いずれも企業の独占禁止法コンプライアンスのインセンティブを大幅に高め、健全な競争環境の形成に資するものといえる。

このように、本ガイドラインは、独占禁止法コンプライアンスの管理体制を適切に構築・実施することが、健全かつ持続可能な発展を遂げるための企業の責任であることを強調するとともに、企業に対し目指すべき

ストプラクティスを示し、インセンティブを提供するという後押しを行うものである。既に独占禁止法コンプライアンス管理体制を構築・実施している日本企業にとっても、中国ビジネスのリスク管理の観点から、参考になると思われる。

以上

## III. 中国法令アップデート(2024年5月1日～5月31日の法令を対象)

### 最新中国法令の解説

今号の注目法令はそれほど多くはないが、「ネットワーク不正競争防止暫定規定」は、インターネット(ネットワーク)上での不正競争行為を分類・整理するものとして、事業活動を行う上での細則(指針)となる。同規定は、不正競争防止法、Eコマース法(電子商務法)等の法律に基づき、ネットワーク不正競争行為を防止し、公平競争の市場秩序を維持するために制定されたものであり、ネットワーク上における商品の販売やサービスの提供に関して、どのような行為が不正競争防止法における不正競争防止行為に該当するか具体的に規定している。

また、配信日時点では意見募集稿の段階であるが、国家秘密保護法(2024年改正)の細則として、国家秘密保護法実施条例の意見募集稿が公表されている。中国では、2024年5月1日から国家秘密保護法(2024年改正)が施行されており、本条例はこれに合わせた細則の意見募集稿である。国家秘密保護法(2024年改正)の概要については、本ニュースレター2024年3月27日(No. 520)配信号をご参照いただきたい。

また、同法および本意見募集稿については、弊事務所にて全訳を作成しているので、ご入り用の場合は、[本ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

### 公布済み法令

#### <憲法・行政法>

#### 国有企業管理職処分条例

[ポイント] 国務院は、公職者政務処分法等の法律に基づき、本「国有企業管理職処分条例」を公布したが、これは国有企業の管理職(以下「国有企業管理者」という。)に対する処分を規範化し、国有企業管理者に対する監督を強化するためである。これまで、国有企業管理職の処分に関する規定は、各業界の法令及び企業内部管理制度に設けられていたものの、国レベルでは、処分の種類及びその適用、処分の手続きなどに関する特別な規定が定められていなかった。

本条例は7章52条から構成され、主な内容は以下のとおりである。

1. 国有企業管理者に対する処分の原則を明らかにしている。共産党による管理の原則を堅持し、国有企業管理者に対する監督管理制度を整備する。法による処分の原則を堅持し、公職者政務処分法及び関連法令に基づき、国有企業管理者の違法行為及び処分を細分化し、処分の手続き、不服申立て等について具体的な規定を定めている。

2. 適用対象の範囲を明らかにしている。本条例は、国有企業管理者の任免機関/単位による国有企業管理者に対する違法な処分に適用され、各級の各種国有企業を対象としている。なお、金融、文化国有企業の特異性を考慮し、本条例では、国による違法な金融、文化国有企業管理者に対する責任追及について別途規定がある場合、同時に適用する旨が明確に規定されている。

3. 処分の種類及び期間を規定している。処分の種類及び期間は、公職者政務処分法の規定と整合性を保ち、次の6つを含む。警告(6ヶ月)、過失記録(12ヶ月)、重大過失記録(18ヶ月)、降格、職務取消(24ヶ月)、懲戒免職。

4. 処分行為を細分化している。公職者政務処分法第3章における政治的要求、組織上の手続き、清廉潔白の要求、報酬管理制度の違反、営利活動への違法従事または参加、サービス対象者の合法的権益または社会公共利益の侵害、業務要求の違反などの51項目の違法行為を具体的に明記し、対応する処分を明確にしている。

5. 監督システムを確立している。処分手続き及び不服申し立てによる再審査、是正などの制度を設けている。

[原文] 国有企业管理人員处分條例（国务院令 第 781 号）

[公布／公表機関] 国务院（国务院）

2024 年 5 月 28 日公布、2024 年 9 月 1 日施行

執筆担当：北京オフィス顧問 李加弟

## <金融>

### 受益所有者情報管理弁法

[ポイント] 中国人民銀行と国家市場監督管理総局は、2024 年 4 月 29 日に「受益所有者情報管理弁法」(以下、「本弁法」という。)を公表した。本弁法は本年年 11 月 1 日から発効する。「受益所有者」とは、「企業の最終的な所有者、支配者または受益者である自然人(原則的に 25%以上の支配権を有する者)」のことをいい(本弁法 6 条、15 条)、本弁法の目的は、政府と人民銀行のデータベースに受益所有者の情報を届出させることにより、テロや資金洗浄の防止を目指すこととされている(本弁法 1 条)。

より具体的には、受益所有者の届出を行わせることにより、届出情報にある個人に責任を負わせるとともに、政府機関に企業とその受益所有者に関する銀行資料、税務資料、不動産資料やその他行政資料との照合検証能力を与えて不正取引を追跡することも目的としている。なお、中国人民銀行は既に(別途)2018 年 7 月 26 日の「受益所有者の身分識別に係る通知」(以下、「通知」という。本弁法によって通知が廃止されたわけではなく、本弁法と通知にも相違がある点は留意が必要である。)を発表し銀行等に受益所有者の記録を進めさせている。

1. **義務主体**: 通知では銀行が受益所有者の情報を届出る義務を負うが、本弁法は企業に届出る義務を負わせている(本弁法 2 条)。所有関係が簡単な企業(登録資本が 1000 万人民币元以下で、第三者が支配、受益することのない企業)でも登記情報と受益状況が一致することを承諾する義務がある(本弁法 3 条)。
2. **届出方法**: 企業を設立する際に受益所有者を届出する必要があり(本弁法 9 条)、届出情報に変化が生じた場合 30 日以内に情報更新する義務がある(本弁法 10 条)。
3. **届出情報**: 受益所有者の名前、性別、国籍、生年月日、住所、連絡方法、身分証明書番号、企業に対する所有関係についての説明等(本弁法 11 条)。なお、前記の情報は個人情報なので、関連政府機関以外は閲覧できないとされている(本弁法 12 条)。
4. **罰則**: 通知には罰則が設定されていないところ、本弁法によると、中国人民銀行に指摘された不正確な届出情報を修正することを拒んだ場合、企業に 5 万人民币以下の過料が課される可能性がある他、「市場主体登記管理条例」等に設定されている罰則も適用される可能性がある(本弁法 14 条)。

上記のような取り組みは、日本の犯収法における「実質的支配者」や、米国の企業透明化法における「Beneficial Owner」に関する措置に類似しているため、国際的に慣行化しつつあるといえる。

本弁法の内容は FATF の勧告を基本的に踏襲しているが、個人情報の安全性や市場主体の活力を保障する意味でも、受益所有者情報が記録されるデータベースやウェブサイトのセキュリティや閲覧権限のある人員の制限措置は重点的に考慮され実施される必要があると考える。

最後に、今後人民銀行より詳細な届出方法等を定めた「受益所有者情報届出ガイダンス」が公表される予定があり、受益所有者の届出義務を法律レベルで確認する「反資金洗浄法」改正案の意見募集稿も公表されているため、中国の受益所有者に関する立法動向には注目が必要である。

[原文] 受益所有人信息管理办法（国家市场监督管理总局令〔2024〕第 3 号）

[公布／公表機関] 中国人民銀行、国家市場監督管理総局（中国人民银行、国家市场监督管理总局）

2024 年 4 月 30 日公布、2024 年 11 月 1 日施行

## <経済諸法>

### ネットワーク不正競争防止暫定規定

[ポイント] 本規定は、不正競争防止法、Eコマース法(電子商務法)等の法律に基づき、ネットワーク不正競争行為を防止し、公平競争の市場秩序を維持するために制定されたものであり、ネットワーク上における商品の販売やサービスの提供に関して、どのような行為が不正競争防止法における不正競争防止行為に該当するか具体的に規定している。

いかなる者においてもネットワーク不正競争行為を発見した場合には市場監督管理部門に通報する権利があることを明記しており、プラットフォーム事業者はプラットフォームにおける競争行為の規範管理を強化し、違法行為があった場合には直ちに必要な措置を講じ、関連する記録を保存し、管轄の市場監督管理部門に報告する必要がある。かかる記録は少なくとも3年間保存する必要がある。

ネットワーク不正競争行為とは、主に以下のような行為を指すとされており、それぞれについて具体的な行為が本規定において定められている。

- ① 他者の商品(サービスを含む。以下同じ。)または他者と特定の関係が存在すると誤認させる行為(7条)
- ② 商品の生産経営主体及び商品の性能、効能、品質、ソース、受賞歴、資格・資質等について虚偽又は人を誤解させるような商業的宣伝を行い、消費者又は関連する公衆を欺き、又は誤導する行為(8条)
- ③ 商品の生産経営主体及び商品の販売状況、取引情報、経営データ、ユーザー評価等について虚偽又は人を誤解させるような商業的宣伝を行い、消費者又は関連する公衆を欺き、又は誤導する行為(9条)
- ④ 財物又はその他の手段を用い、プラットフォームの従業員に賄賂を供与し、取引に影響のある機関や個人について、取引の機会又はトラフィック、ランキング、書き込み等の面における競争上の有利性を得る行為(10条)
- ⑤ 虚偽の情報や誤った情報を流し、競争の相手方の商業的信用、商品の名声を害し、又は害する恐れのある行為を行うこと(11条)
- ⑥ インターネット、ビッグデータ、アルゴリズム等を利用し、ユーザーの選択に印象を与える方法又はその他の方法により、トラフィックの乗っ取り、妨害、悪意により非互換とする等の行為を行い、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運営を妨害又は破壊する行為(12条)
- ⑦ 他の事業者の同意を得ずに、技術的手段を利用し、リンクの挿入又はターゲットへのジャンプの強制等を行い、他の事業者が合法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運営を妨害又は破壊する行為(13条)
- ⑧ 技術的手段を利用し、他の事業者が合法的に提供する設備、機能又はその他のプログラム等のネットワーク製品又はサービスを修正、終了若しくはアンインストールすることをユーザーに誤導し、欺き、強要する行為(14条)
- ⑨ 技術的手段を利用し、悪意をもって他の事業者が合法に提供するネットワーク製品又はサービスに非互換とする行為(15条)
- ⑩ 技術的手段を利用して、他の事業者が合法的に保有するデータを違法に取得、使用し、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運営を妨害又は破壊し、市場の公平な競争秩序をかく乱すること(19条)
- ⑪ 技術的手段を利用して、条件が同一の取引相手方に対し、異なる取引条件を不合理に提供し、取引相手方の選択権、公正取引権等を侵害し、その他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運営を妨害又は破壊し、市場の公正取引秩序をかく乱すること(20条)

- ⑫ 技術的手段を使用し、ユーザーの意図に反してアプリをダウンロード、インストール又は実行する等特定の方法により、他の事業者が合法的に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運営を妨害し、破壊すること(21条)

上記のネットワーク不正競争行為を行った事業者は、不正競争防止法等の法律の規定により処罰の対象となるほか、本規定に違反して違法に所得を得た場合には、当該違法所得は行政処罰法に基づき没収の対象となる。

[原文] 网络反不正当竞争暂行规定（国家市场监督管理总局令第91号）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理總局（国家市场监督管理总局）

2024年5月6日公布、2024年9月1日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

## <社会法>

### 中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区インテリジェントコネクテッドビークル分野データ越境シナリオ化一般データリスト(試行)

### 中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区バイオ医薬分野データ越境シナリオ化一般データリスト(試行)

### 中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区公募ファンド分野データ越境シナリオ化一般データリスト(試行)

[ポイント] 中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区(以下「上海臨港新片区」という。)は2024年2月8日に「中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区データ越境流動分類分級管理弁法(試行)」を公布し、越境データを「核心データ」、「重要データ」、「一般データ」の3つにレベル分けしたうえで、①「核心データ」の越境は禁止する、②「重要データ」については重要データ目録を作成し、データ処理者は当該目録内の重要データについては上海臨港新片区のデータ越境サービスセンターに申告することでデータ越境安全評価を行うことができるものとする、③「一般データ」については一般データリストを作成し、データ処理者は上海臨港新片区管理委員会に登録届出(登記備案)をすれば、関連する管理要求を満たしている限り自由にデータの移動を行うことができるものとする、と定めている。上海臨港新片区はこの弁法を前提に、2024年5月16日、インテリジェントコネクテッドビークル(ICV)、バイオ医薬、公募ファンドの三つの分野に関する「一般データリスト」を制定した。これらはデータの越境移転に係る「一般データリスト」としては中国全土で初のものである。

今回制定された各一般データリストにおいては、データの越境移転が生じ得る典型的なシナリオが複数設定されており、それぞれのシナリオにおいて移転され得るデータの類別、各類別のデータの典型例と説明、データ送信にかかる要求事項が表形式で整理されている。インテリジェントコネクテッドビークル(ICV)、バイオ医薬、公募ファンドの各分野に関わる上海臨港新片区内の企業としては、それぞれの一般データリストに記載されたデータについては、事前に登録届出手続を行っておけば、あとは原則として自由に越境移転を行うことができることとなる。これにより、ネットワーク安全法、データ安全法、個人情報保護法及びその他の関連法令によって規制されている情報の越境移転に関する法令遵守が容易となり、企業のコンプライアンスコストが軽減されることが期待される。なお、本リストには、法令等に規定されるその他の国家の政治、国土、軍事、経済、文化、社会、科学技術、電磁空間、ネットワーク、生態系、資源、核、海外利益、宇宙、極地、深海、生物、人工知能等の国家の利益・安全に危害又は影響を与えるデータは含まれないとされているなど、一定の留保が付されている点には注意を要する。

上海臨港新片区管理委員会の説明によると、上海臨港新片区は一般データリストの作成する過程においては「一般データリスト+ネガティブリスト」の組み合わせの道筋を堅持しており、まずは「ポジティブ」の面から着手したうえでより多くのシナリオの導入や分野の拡大を重ねていくことにより、運用可能なネガティブリストを作成していく方針とのことである(なお、ここでいうネガティブリストとは、上記の「重要データ目録」又は「核心データ」の具体例を定めたものを指しているものと思われる。)。その一方で、中国(天津)自由貿易試験区は一般データリストではなく「ネガティブリスト」を公表している。かかるネガティブリストについては下記の「中国(天津)自由貿易試験区データ越境移転管理リスト(ネガティブリスト)(2024版)」に関する説明を参照されたい。

[原文] 中国（上海）自由贸易试验区临港新片区智能网联汽车领域数据跨境场景化一般数据清单（试行）（沪自贸临管委（2024）50号）

中国（上海）自由贸易试验区临港新片区生物医药领域数据跨境场景化一般数据清单（试行）（沪自贸临管委（2024）51号）

中国（上海）自由贸易试验区临港新片区公募基金领域数据跨境场景化一般数据清单（试行）（沪自贸临管委（2024）52号）

[公布／公表機関] 中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区管理委員会（中国（上海）自由贸易试验区临港新片区管理委员会）

2024年5月16日公布、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

### 中国(天津)自由貿易試験区データ越境移転管理リスト(ネガティブリスト)(2024版)

[ポイント] 中国(天津)自由貿易試験区(以下「天津自貿区」という。)は、2024年5月9日、データ越境移転管理リスト(ネガティブリスト)(2024年版)を公布した。本リストはデータの越境移転に係る「ネガティブリスト」としては中国全土で初のものである。

本リストは、①「データ越境移転安全評価が必要となるデータのリスト」、②「個人情報越境移転標準契約を締結し、個人情報保護認証を通過することが必要となるデータのリスト」の2つのリストからなり、ネットワーク安全法、データ安全法、個人情報保護法及びその他の関連法令によってデータの越境移転が規制される場面が具体的に列挙されている。

①「データ越境移転安全評価が必要となるデータのリスト」については、該当するデータの類別(13類別)、小類別(計40項目)、各類別のデータの特徴及び説明、注記が表形式で整理されている。

②「個人情報越境移転標準契約を締結し、個人情報保護認証を通過することが必要となるデータのリスト」については、リストと銘打たれてはいるが、掲載されている項目は1つのみ(個人情報越境移転標準契約弁法第4条に定める各要件を満たす場合)である。なお、「データの越境移転の促進及び規範化に関する規定」により免除される場合を除くと注記が付されているが、同規定の詳細については本ニュースレター [第521号のII. Lawyer's Eye](#) を参照されたい。

本リストはネガティブリストではあるものの、国家秘密に関するデータ、核心データ、政務データは本ネガティブリストの適用範囲外であり、関連する法令に従うものとされているほか、本リストの運用中に本リストと矛盾する国家行政主管門の政策・規定の変化があった場合にはそちらが優先されるとされている。そのため、データの越境移転に当たっては本リストの最新版を遵守していれば問題ない(本リストに記載されていないならば必ず自由に行うことができる)とはいえない点には注意を要する。

なお、天津自貿区管理委員会の説明によると、ネガティブリスト管理は、リストに記載されていないデータの越境移転は自由に行うことができるという意味において、リストに記載されているデータの越境移転のみ自由に可能という「ポジティブリスト」による管理に比べて本質的により開放的なものであり、本リストはCPTPP、DEPAその他のハイレベルな国際経済貿易ルールとの連携を積極的に模索するものである。また、本リストは「天津経験」を他の自由貿易試験区に提供し、「天津モデル」を打ち立てるものであるという。この天津自貿区のアプローチは、ポジティブリストたる「一般データリスト」の整備から進めるという上海臨港新片区のアプローチ(上記参照)と対照的だが、自由貿易試験区内の企業による情報の越境移転に関する法令遵守を容易にし、コンプライアンスコストを軽減するという目的は共通している。今後は天津や上海以外の各自由貿易試験区においても、データの越境移転に関する「ポジティブリスト」ないし「ネガティブリスト」の制定や改廃が相次ぐものと思われる。

[原文] 中国（天津）自由贸易试验区数据出境管理清单（负面清单）（2024版）（津自贸发（2024）3号）

[公布／公表機関] 中国(天津)自由貿易試験区管理委員会、天津市商務局（中国（天津）自由貿易試験区管理委員会、天津市商務局）

2024年5月9日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 唐沢晃平

## 草案・意見募集稿等

### 国家秘密保護法実施条例(改正草案送審稿)

[ポイント] 中国では、2024年5月1日から国家秘密保護法(2024年改正)が施行されており、本条例はこれに合わせた細則(条例)の意見募集稿である。なお、国家秘密保護法(2024年改正)の概要については、[本ニュースレター2024年3月27日\(No. 520\)配信号](#)をご参照いただきたい。また、同法および本意見募集稿については、弊事務所にて全訳を作成しているので、ご入り用の場合は、本ニュースレターアドレスまでご連絡ください。

本条例は、国家秘密の範囲や機密等級の設定、国家秘密の保護制度(体制・管理措置)等に関して、国家秘密保護法(2024年改正)に応じて細則的・補足的な規定を行っているところ、概ね、国家秘密保護法(2024年改正)の想定の内容という印象である。その中で目を引くのは、国家秘密の漏洩が疑われる事案が発生した場合、「ネットワーク運営者」(中国現地法人等は一般的にはこれに該当する)は、当局の調査に協力する義務を負わされているところ、本条例においては、当局は「定められた権限に従って、当該ネットワーク運営者の法定代表者又は主要責任者に対して事情聴取を行うことができる。」というように事情聴取に応じる義務という形で具体化されている点が注目される。

[原文] [保守国家秘密法实施条例\(修订草案送审稿\)](#)

[公布／公表機関] 司法部（司法部）

(意見募集期間:2024年5月16日～2024年6月14日)

執筆担当:若林 耕

### 税関による輸出入化粧品検査監督管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 輸出入化粧品検査監督管理弁法は2012年に制定されて以降、三回の改正を経て今回が四回目の改正となる。現時点では意見募集の段階である。

2021年に化粧品監督管理条例の改正が行われ、品質安全等の面において化粧品の製造者、経営者、輸入業者の責任が強化された。また、中国の化粧品市場の発展に伴ってクロスボーダー電子商取引等の新業態も生じている、これらが今回の改正の背景となっている。

今回の主な改正点は以下のとおりである。

1. 化粧品監督管理条例などの上位の法令の改正に合わせて化粧品の製造者、経営者、輸入業者の責任及び監督が強化された。例えば、輸入業者は輸入予定の化粧品について、輸入及び販売データを詳細に記録して関連ファイルを保管する制度を構築する義務が定められた。
2. 輸出入化粧品の通関手続き、届出等手続きがより簡便になった。例えば、輸入化粧品の輸入者届出は不要となった。また、輸入化粧品の検査場所については、通常の税関検査所以外にも、必要に応じてほかの場所で検査を行うことが可能となった。

[原文] [中华人民共和国海关进出口化妆品检验监督管理办法（征求意见稿）](#)

[公布／公表機関] 税関総局（海關总署）

(意見募集期間:2024年5月23日～2024年6月22日)

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
  - 弁護士 射手矢 好雄([yoshio.iteya@amt-law.com](mailto:yoshio.iteya@amt-law.com))
  - 弁護士 森脇 章 ([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))
  - 弁護士 中川 裕茂 ([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))
  - 弁護士 若林 耕 ([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))
  - 中国弁護士 屠 錦寧([tu.jinning@amt-law.com](mailto:tu.jinning@amt-law.com))
  - 弁護士 尾関 麻帆([maho.ozeki@amt-law.com](mailto:maho.ozeki@amt-law.com))
  - 弁護士 横井 傑([suguru.yokoi@amt-law.com](mailto:suguru.yokoi@amt-law.com))
  - 弁護士 唐沢 晃平([kohei.karasawa@amt-law.com](mailto:kohei.karasawa@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)